

# 遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS)

(議題 III.3)

生物多様性条約第10回締約国会議

(CBD COP10)

2010年10月18-29日、名古屋

## 提言の要旨

### ABS議定書案

IUCN は、COP10 が締約国に対して、以下の諸点を要請することを奨励する。

- ✓ 生物多様性条約の目的である ABS と、他の2つの目的が相互に関連することを明確に表した文言に合意し、現行の ABS 議定書案第7条「保全と持続可能な利用への貢献」にこれを反映する。
- ✓ ABS 議定書案において、持続可能な社会経済発展における ABS の重要性を認識する。
- ✓ ABS 議定書最終テキスト全体、特に、利用 (ABS 議定書案の第5条や第5条bis など)、先住民コミュニティや地域コミュニティ、その慣習法、手続きに関する情報に基づく事前合意 (PIC)、相互に合意する条件 (MAT) において、遺伝資源に関する伝統的知識 (TK) への明確な言及を盛り込むことに合意する。
- ✓ ABS 議定書最終テキストにおいて、2007年9月の先住民族の権利に関する国際連合宣言に適切に言及する。

### ABS 議定書実施にあたって検討すべき要素

IUCN は、COP10 が締約国に以下の諸点を強く奨励するよう呼び掛ける。

- ✓ すべての ABS 議定書締約国によって適用される、利用基準の包括的リストに合意する。
- ✓ MAT 交渉を支援し、それにより公正かつ衡平な利益配分を支援するための、分野別・非分野別の契約条項モデルをさらに開発する。
- ✓ ABS 議定書最終テキストに含まれる遵守方針に、特許申請における遺伝資源の起源の開示義務や研究資金調達プロセスにおける遵守証明(そのようなものがある場合)提示の義務など、各国が定める適切な数のチェック・ポイントを盛り込むことに合意する。
- ✓ 国内の ABS 体制および利益配分協定の遵守のモニタリング・執行を支援するための国際 ABS オープンズマン設立の様式について、さらに検討する。

### 一般的提言

さらに、IUCN は、COP10 が締約国に以下の諸点を要請するよう呼び掛ける。

- ✓ 条約のさまざまなプロセスに対応する全体的アプローチを適用する。特に、ABS 交渉を 2011-2020 年戦略計画に関する関連議論に明確に反映させ、また同戦略計画を ABS 交渉に関連する議論に反映させる。
- ✓ ABS 議定書の採択は緊急の課題であることから、COP10 における ABS 交渉においてリーダーシップと柔軟性を示す。
- ✓ 未解決の課題の解決と必要な歩み寄りの実現を助け、効率的、効果的かつ強力な ABS 議定書の採択を導く創造的な解決策 (遺伝資源の共有プールや、それに関連した資金調達メカニズムの創出など) を探る。

詳細は、以下にお問い合わせください。

Mrs. Sonia Peña Moreno  
Policy Officer- Biodiversity  
IUCN Headquarters  
[spm@iucn.org](mailto:spm@iucn.org)

Mr. Thomas Greiber  
Senior Legal Officer  
IUCN Environmental Law  
Centre  
[thomas.greiber@iucn.org](mailto:thomas.greiber@iucn.org)

Dr. Jane Smart  
Director, Biodiversity  
Conservation Group  
IUCN Headquarters  
[jane.smart@iucn.org](mailto:jane.smart@iucn.org)

IUCN World Headquarters  
Rue Mauverney 28  
1196 Gland  
Switzerland  
Tel: +41 22 999 0000  
Fax: +41 22 999 0002  
[mail@iucn.org](mailto:mail@iucn.org)  
[www.iucn.org](http://www.iucn.org)

## はじめに

IUCN は、第5回締約国会議(COP5、決議 V/26)以降のアドホックABS作業部会(WGGABS)の取組みを通じた前進を歓迎するとともに、共同議長ならびに締約国およびその他(政府・非政府)機関、関係者によるABS国際レジームの検討・交渉を前進させるための絶え間ない努力を称賛する。

交渉プロセスが最終段階に差し掛かった現在、IUCNは、締約国および地域グループ・ブロック、関係者グループがリーダーシップを発揮し、生物多様性条約のもとで効率的、効果的かつ強力なABS議定書の採択を実現するための最大限の努力を払うことを要請したい。

派生物へ直接言及しない遺伝資源の利用などの用語の定義、議定書の時間的・地理的範囲、他の国際的方策・プロセスとの関係、非商業的研究や緊急時の利用促進、不正利用の規制と遵守方法に関する合意、遺伝資源に関する伝統的知識など、解決が必要な重要課題はいまだ多い。

## ABS と保全、持続可能な利用

ABSは、生物多様性条約の他の2つの目的である「生物多様性の保全」と「持続可能な利用」と根源的に結び付いたものである。この結び付きは、当初から条約の3番目の目的の設計の際に考慮されていた。ABSは、利益配分契約を交わすことによって、営利目的の研究者をはじめとした遺伝資源やそれに関連する伝統的知識(TK)の利用者から、こうした資源を保持、提供する国や伝統的知識を有する先住民・地域コミュニティの女性・男性への(追加的な)金銭的・非金銭的利益の直接的な流れを促進することを目的としている。このような利益配分によって、生物多様性を保全し、衡平かつ持続可能な方法での継続的な利用が可能になる。より一般的には、ABSは、豊かな生物多様性を維持している人々を認め、生物多様性の貴重な資産としての意識を高めることによって、生物多様性保全のひとつのインセンティブとして機能することを狙いとしている。さらに、ABSは遺伝資源に関するTKについての認識を広め、TKの技術開発に対する貢献を評価せしめるものでなければならない。

こうした結び付きは、ABS 議定書の最終テキストとその目的の双方に明確に表現されなければならない。このため、ABS 議定書の最終テキストは、生物多様性の保全と持続可能な利用に対

するABSの貢献を確保するための具体的な方策を提供する必要がある。こうした方策の設計にあたっては、地域や国家、地方の各レベルでのこれまでの経験が考慮されるべきである。

さらに、ABS 議定書の最終テキストには、遺伝資源やそれに関連する伝統的知識の利用に由来する経済的利益が、CBDの目的を支えるように生物多様性の保全および持続可能な利用に還元されるよう、遺伝資源やそれに関する伝統的知識の原産国・提供国および利用者に対する強い呼びかけを含めるべきである。

現行のABS 議定書案の第7条「保全と持続可能な利用への貢献」は、非常に弱い。

したがって、IUCNは、COP10が締約国に以下の点を要請するよう強く呼び掛ける。

- ✓ 条約の目的であるABSとその他の2つの目的の間の相互の結び付きを明確に表した文言に合意し、その文言を上述の条項に反映する。さらに、
- ✓ 持続可能な社会経済発展におけるABSの重要性を認識する。

## ABS の ABC: 利用(Access)と利益配分(Benefit-Sharing)、遵守(Compliance)

交渉の現状を踏まえ、IUCNは、ABS 議定書の基礎的要素について合意するために努力するよう締約国に推奨する。この点について、あらゆる国が原産・提供国、利用国のどちらにもなりうるという可能性を常に念頭に置き、双方の主要な懸念に対応することが必要である。

利用者は、遺伝資源を利用する際の法的な確実性を確保するために、明確で透明、予測可能で衡平かつ効率的な法的・行政的な枠組みを必要としている(CBD 第15.2条)。法的な確実性がなければ利用は減り、その結果、最終的な利益配分も減少する。さらに、法的な明確性がなければ、意図的でない不正利用問題を引き起こすことにもつながる。

したがって、IUCNは、COP10が締約国に以下の点を強く促すよう呼び掛ける。

- ✓ すべての ABS 議定書締約国が適用する利用基準の包括的リストに合意する。

他方、原産・提供国は、公正かつ衡平な利益配分と遵守に関心をもっている。公正かつ衡平な利益配分は、相互に合意する条件 (MAT) に基づくもので、これは実際には原産・提供国と利用者との間での利用条件を定めた契約の形をとる。MAT 交渉においては、ABS 契約が一様ではないこと、複雑になりうる可能性があることを念頭に置き、柔軟性を保つことが重要である。「契約の自由」の考え方にに基づき、議定書は ABS 契約の具体的な内容を定めるべきではない。しかし、ABS 国際レジームは、主要な課題の一部 (目的・用途の変更、派生物や商品の開発など) を ABS 契約に含めることを奨励できるかもしれない。

IUCN は、COP10 が以下の点を締約国に呼び掛けることを推奨する。

- ✓ MAT 交渉および、それによる公正かつ衡平な利益配分を支援するために、現時点で第 15 条「契約条項モデル」に含まれている分野別・非分野別の契約条項モデルの開発をさらに進める。

ABS 議定書最終テキストには、さまざまな遵守方策も含めるべきである。遵守を証明するための官僚的でない解決策や各国による適切な数のチェック・ポイントの導入が有用だろう。これに加えて、不正利用防止策や罰則的方策も、不正利用問題を防止・制裁するために必要である。利用と利益配分に関する国内法令や規制要件が侵害された場合の締約国間の協力方法についても模索する必要がある。

IUCN は、COP10 が締約国に特に以下の点を要請するよう呼び掛ける。

- ✓ ABS 議定書最終テキストに含まれる遵守方策に、特許申請における遺伝資源の起源の開示義務や研究資金調達プロセスにおける遵守証明(そのようなものがある場合)提示の義務など、各国が定める適切な数のチェック・ポイントを盛り込むことに合意する。さらに、
- ✓ 国内の ABS 体制および利益配分協定の遵守のモニタリング・執行を支援するための国際 ABS オンブズマン設立の様式について、さらに検討する。

このようなオンブズマンは、国際的に中立性を認知されており、先住民コミュニティや地域コミュニティ、その他の関係者に適宜、技術的・法的支援を提供することができる組織に設置することができるだろう。

## 伝統的知識

ABSに関するアドホック作業部会と第8条(j)に関するアドホック作業部会を中心として、条約事務局と締約国は、ABSと伝統的知識の議論に前向きな相乗効果を創出しようと努めてきた。しかし、これらのグループが進めてきた議論が、相互により効果的に連携し、お互いの成果を活用しあうようになるには、まだ多くの課題が残っている。

IUCNは、各種の人権条約や宣言に沿って、先住民コミュニティおよび地域コミュニティの女性・男性の権利の強化、ならびに統合に向けた取り組みを強く支援してきた。さらに、こうした人々の具体的な関心の合理化を、ABSに関する議論のみならず世界知的所有権機構(WIPO)政府間委員会(IGC)や国際連合食糧農業機関(FAO)、世界貿易機関(WTO)などの関連会合の場において支援してきた。

また、先住民文化や地域文化の保護に重要な役割を果たすTKの保全・維持は、先住民コミュニティおよび地域コミュニティの知的財産権の保護を目的とする政策的・法的メカニズムの開発の中で非常に重要である。文化と生物の多様性は密接に関係しており、生物多様性保全にとってもTKの保護は不可欠である。

こうしたことから、締約国には、遺伝資源に関するTKへの明確な言及をABS議定書の最終テキスト内に確保することが強く求められる。

したがって、IUCNは、COP10が締約国に以下の点を強く勧告するよう呼び掛ける。

- ✓ ABS議定書最終テキスト全体、特に、利用(ABS議定書草案の第5条や第5条bisなど)、先住民コミュニティや地域コミュニティ、その慣習法、手続きに関する情報に基づく事前合意(PIC)、相互に合意する条件(MAT)において、遺伝資源に関する伝統的知識(TK)への明確な言及を盛り込むことに合意する。

- ✓ ABS議定書最終テキストにおいて、2007年9月の先住民族の権利に関する国際連合宣言に適切に言及する。

## ポスト 2010 年戦略計画

2011年以降の条約の戦略計画案は、過去1年以上にわたり、さまざまな会合や議論の場で話し合われてきた。しかし、その2050年までの中長期目標および2020年までの短期目標・個別達成目標にABSは十分に盛り込まれていない。

こうしたことから、ここ名古屋での議論では、ABSのプロセスと条約のポスト2010年戦略計画の改訂プロセスの間のより密接な関連を前進させることが重要である。ABS議定書の採択は、2020年までの短期目標・個別達成目標および2050年までの中長期目標に明らかに関連し、戦略計画の達成については条約の実施に貢献するものでなければならない。

したがって、IUCNは、COP10が以下を締約国に要請するよう呼び掛ける。

- ✓ 条約のさまざまなプロセスに対応する全体的アプローチを適用する。特に、ABS交渉を2011-2020年戦略計画に関する関連議論に明確に反映させ、また同戦略計画をABS交渉に関連する議論に反映させる。

現行のポスト2010年戦略計画案では、遺伝資源の利用と利益配分に関する第16目標は、“2020年までに、遺伝的資源に対するアクセスが[促進][円滑化][向上]され、また国内法令[及びアクセスと利益配分に関する国際的な[レジーム][議定書]に従って利益が配分され、このレジームが発効し、実施され[、また開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、経済移行国が、議定書の下での約束を果たすための前提として、アクセスと利益配分の基金が時宜を得た適切かつ予測可能な資金をそれらの途上国に提供している]。[脚注:戦略計画がアクセスと利益配分に関する目標を含むことにはコンセンサスがあることに留意して、この目標の最終文言は、COP10において国際レジームに係る最終合意がなされるまで保留となる。]”

この目標について、IUCNは次のような簡潔かつ明確な文言の採用を支持する。

“遅くとも2020年までに、遺伝資源の利用と利益配分(ABS)に関する国際レジームが施行・運用され、遺伝資源と遺伝資源に関する伝統的知識の持続可能な利用が増進され、ABSに関する国際レジームにそって衡平に利益が配分される”

## “ABS 一括アプローチ”

これまでの議論をまとめると、最終的なABSレジームの基礎的要素は、原産国・提供国および利用国の主な懸念に対応したものである必要がある。まず、原産国・提供国は、公正かつ衡平な利益配分および(それがあれば)既存の国内ABS体制の遵守に関心を持っている。国内的なABS体制の遵守は、近代的な追跡システムやモニタリングシステム、さらには遺伝資源やそれに関する伝統的知識の原産国・提供国のABSに関する国内法令を無視した獲得・利用やこのような伝統的知識の保有者の承認や関与を得ていない獲得・利用を防ぐための柔軟なチェック・ポイントなどを含む、利用国への強制措置を通じて支えることができる。

次に、利用者側は、遺伝資源やそれに関する伝統的知識の利用を可能とし、国内のABS体制に対する遵守状況を改善するための法的な確実性と明確さを備えた、明確で予測可能、透明で衡平かつ効果的なABS法令と行政枠組みを必要としている。したがって、すべての締約国が実施し、ABS議定書締約国会合でさらに発展させることができる明確な利用基準のリストの開発は、議定書にとって非常に有用である。

IUCNは、ABS議定書の最終テキストがジェンダーの公正・公平性や女性差別撤廃条約(CEDAW)を含む国際的および各国の人権保護の取組みに歩調を合わせる必要があることを、再度締約国に想起させたい。IUCNは、ABS議定書の最終テキストにおけるジェンダー配慮の主流化について、“Like-Minded in Spirit Group of Women”の取組みと介入を支持する。

ABS議定書の将来の批准と実施は、(植物遺伝資源条約や植物新品種の保護のための国際条約(UPOV条約)など)専門化した分野における合意や、現在進行中のその他のABS関連プロセス(国連海洋法条約や世界保健機構、世界知的所有権機関および知的所有権と遺伝資源、伝統的知識及びバイオ

ロアに関する政府間委員会などによる取り組みなど)との調和の成功にかかっている。このような調和は、抜け道をつくるものではなく、CBD の ABS 体制の潜在的ギャップを埋めるものでなければならない。

この目標を達成するためには、さまざまな ABS プロセスがもたらす潜在的ギャップを埋めるために、ABS 議定書の最終テキストに、議定書締約国に条項の評価と必要があれば修正を義務付けるレビュー条項を盛り込むことが不可欠である。

最後に、IUCN は、COP10 が以下の点を締約国に要請するよう呼び掛ける。

- ✓ COP10 における ABS 交渉においてリーダーシップと柔軟性を示す。さらに、
- ✓ 未解決の課題の解決と必要な歩み寄りの実現を助け、効率的、効果的かつ強力な ABS 議定書の採択を導く創造的な解決策(遺伝資源の共有プールや、それに関連した資金調達メカニズムの創出など)を探る。